

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年 10月 12日

横浜市契約事務受任者
中区長 直井 ユカリ

1 契約の概要

市営地下鉄関内駅9番出口シャッター操作箱破損に伴う応急修理

2 履行(納品)場所

中区常磐町4丁目54地先

3 契約日

令和2年7月4日

4 履行日又は履行期間

令和2年9月30日

5 契約金額

¥90,640

6 契約の相手方(名称及び所在)

三和シャッター工業株式会社 首都圏メンテナンス第四支店
支店長 鈴木 淳一
横浜市港北区新横浜2-5-5 住友不動産新横浜ビル4F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

市営地下鉄関内駅9番出口シャッターの操作箱に破損が生じたことにより、シャッターの開閉操作に支障がある状況となり、早期復旧に緊急を要したため。

8 契約の相手方の選定理由

当該シャッターの製造者であり、早期復旧が可能であると判断したため。

9 所管課

中区中土木事務所道路係